○法務省厚生労働省告示第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年法務省厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社ウェルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVENUE二階
（略）	
特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター	福岡県福岡市博多区上川端町十二番二十八号

2　規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社ウェルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVENUE二階
（略）	
特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター	福岡県福岡市博多区上川端町十二番二十八号

改正前

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番地二号
（略）	
（新設）	

2　規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番地二号
（略）	
（新設）	